

# 地下水の採取規制について

地盤沈下の未然防止と地下水の保全を図るため諫早市環境保全条例の一部を改正し、平成24年4月1日より地下水の採取規制を行っております。

個人の飲料用井戸は対象外です。

## ■規制の内容

対象となる揚水機(ポンプ)を設置し地下水を採取しようとする場合は、市に必要な書類を提出し事前協議を行うこと。

## ■規制の対象・区域

### ●対象となる揚水機(ポンプ)

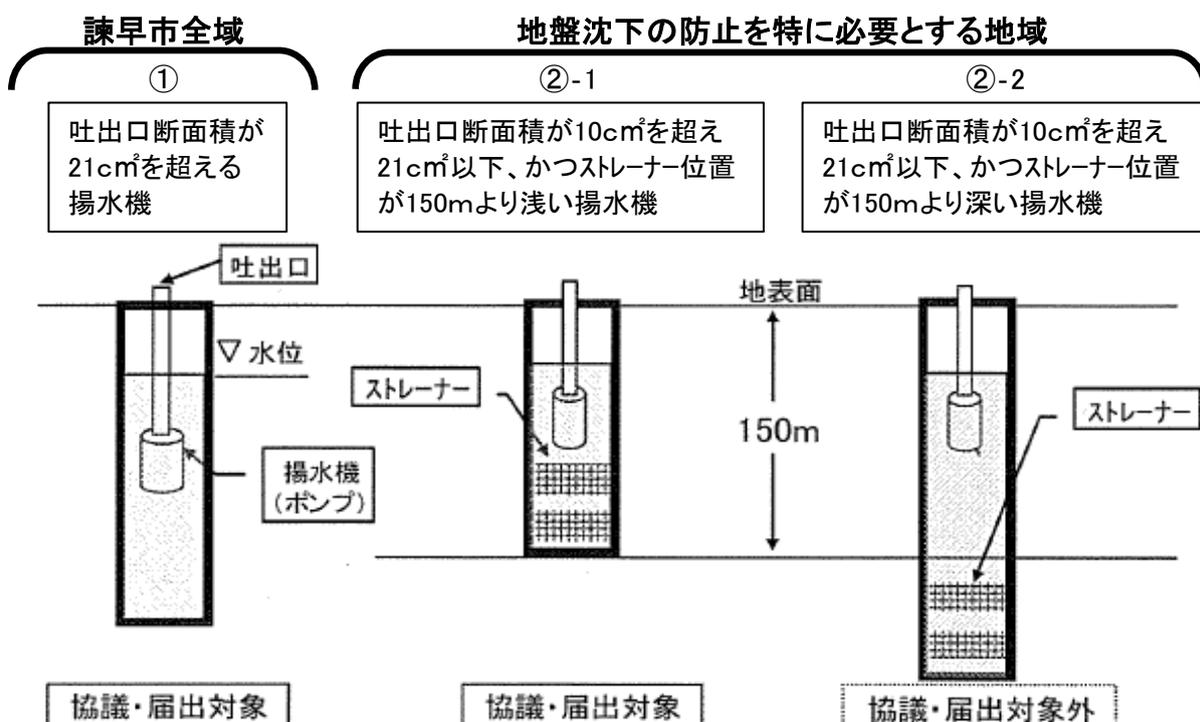
→ポンプ吐出口断面積が $21\text{cm}^2$ (口径 $51.7\text{mm}$ )を超える場合。

### ●規制区域→市内全域

ただし、**地盤沈下の防止を特に必要とする地域**(図1参照)については、ポンプ吐出口断面積 $10\text{cm}^2$ (口径 $35.9\text{mm}$ )を超え、かつストレーナー(井戸への取水孔)の位置が**地表面から150mより浅い場合**も協議(届出)の対象となります。

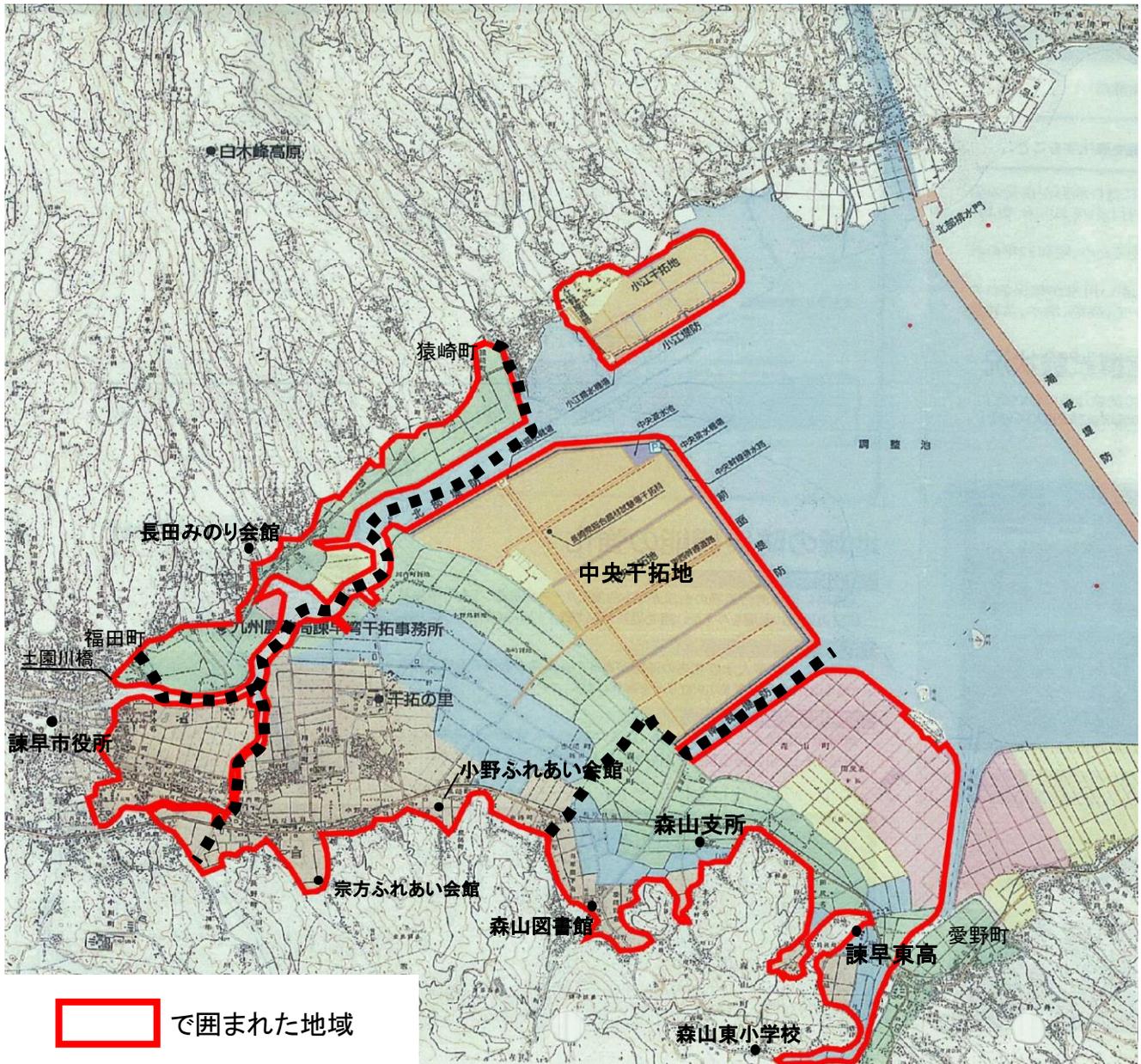
	吐出口断面積	吐出口径	ストレーナー位置 (地表面から)	区域	協議・届出	(参考) ポンプ規格口径
①	$21\text{cm}^2$ 超	$51.7\text{mm}$ 超	制限なし	市内全域	対象	$\phi 65$ 以上
②-1	$10\text{cm}^2$ 超～ $21\text{cm}^2$ 以下	$35.9\text{mm}$ 超～ $51.7\text{mm}$ 以下	150mより 浅い	地盤沈下の防止を 特に必要とする地域	対象	$\phi 40$ ～ $\phi 50$
②-2	$10\text{cm}^2$ 超～ $21\text{cm}^2$ 以下	$35.9\text{mm}$ 超～ $51.7\text{mm}$ 以下	150m以上 深い	地盤沈下の防止を 特に必要とする地域	対象外	$\phi 40$ ～ $\phi 50$

※個人の飲料用井戸の場合は事前協議・届出対象外となります。



(図1)

## 地盤沈下の防止を特に必要とする地域



### 【該当地域】

○仲沖町、幸町、小野島町、川内町、中央干拓及び高来町小江干拓の全部

○西郷町、立石町、船越町、福田町、鷺崎町、川床町、赤崎町、黒崎町、小野町、長野町、宗方町、小豆崎町、西里町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、猿崎町、森山町杉谷、森山町田尻、森山町本村、森山町慶師野、森山町下井牟田、高来町峰及び高来町下与の一部

(問合せ先)

諫早市 地域政策部 環境政策課

TEL:22-1500 内線:3514

FAX:22-2579